

働く障害者の安全管理の確立を目指して

自閉症者の行動を観察しての一考察

Establishment of the safety management for the person with disabilities:

A case study of the job-training in a person with autistic disability

堀田 正基

HOTTA Masaki

特定非営利活動法人 障害者就労支援事業所 京都フォーライフ

(Kyoto for the Life, A Non-profit Organization Support for Employment Corporation)

Key words: Safety management, job-training, person with autistic disability

目的

厚労省は、2015年度4月に、常用労働者101人以上の企業に対して、障害者雇用率の1.8%を順守できない場合、反則金を課すこととしている。本研究は、再就職を目指す知的障害と自閉症を併せ持つ成人を対象者とし、作業開始時間に遅刻を繰り返す不安全行動に対して、対象者に作業室での社会的役割を与え、タイマーを補助的に活用することで、「自己管理スキル」身につけることを目指し、不安全行動を生起させる事象を実証的に検証することを目的とする。

方法

1 対象者

対象利用者(以下、Mと記述する)の年齢は38歳で就職経験のある自閉症を伴う知的障害者であり、再就職を目指しているが、作業開始時間毎に遅刻を繰り返していた。また、手洗い後、長時間タオルで手を拭うこだわり行動は、全職員が把握していた。しかし、施設外就労で酒造会社へ箱作りに行くとき、朝礼や社訓の唱和には職員が促さなくても参加し、休憩後の遅刻は確認されなかったが、施設に戻ると遅刻を繰り返した。施設外就労先でMは朝礼や社訓の唱和には職員が促すことなく参加しており、集団行動を好む傾向にあると判断した。そして、ラジオ体操や社訓の唱和に相当するものを実施し、作業場でのリーダー役を務めることで「自己管理スキル」を身につけ作業開始時に遅刻をしない支援を実施することにした。

2 手続き

1) 作業室の入室時間の測定

Mは、午前の作業、午後の作業、3時の休憩後の作業開始時間に必ず遅刻をしていた。そのため、午前の作業開始前、午後の作業終了後、3時の休憩直前に、作業開始時間にアラームが鳴るタイマーを与えた。筆者が「作業開始前に作業室に入室してください、無理ならタイマーを見ながら10分以内に作業室に入ってください」というプロンプトを与え、作業開始のチャイムが鳴った時に、Mが不在の場合は、筆者がストップウォッチでMが作業室に入室する時間を測定した。

2) 従属変数

作業開始後10分以内に作業室に戻ってくることを従属変数とした

3) ベース・ライン

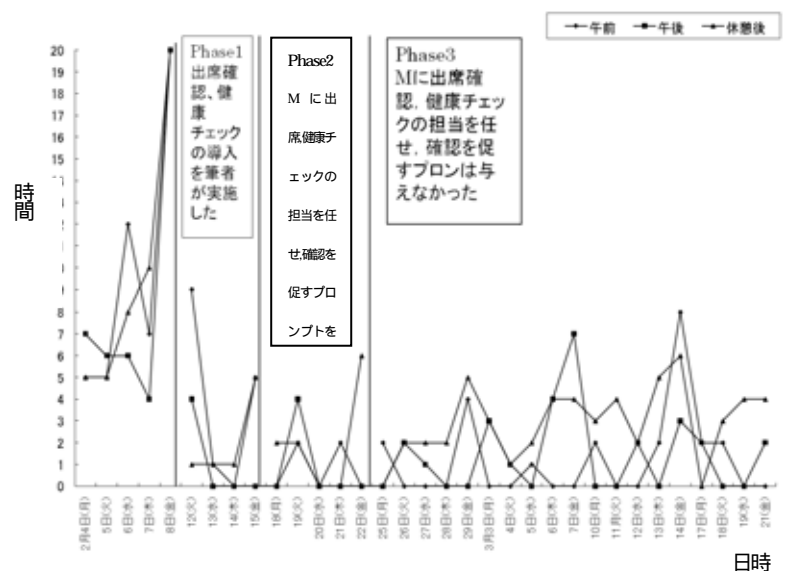
筆者はMの行動を観察し、記録を取っていた。

4) Phase1 筆者が出席確認と健康チェックの導入を実施する

5) Phase2 Mにプロンプトを与え出席確認、健康チェックを一任する

6) Phase3 Mにプロンプトなしで出席確認と健康チェックを一任する

結果



すべてのPhaseにおいて同様にMの作業時間以外の行動を観察してもらったが、Mは同じ行動を繰り返して行っていた。午前の作業開始時に遅れる理由は、通勤用の路線バスが遅れ小用を済ませ、午後の作業開始時に遅れる理由は、トイレでの大用が長引いており、3時の休憩後の作業開始時に遅れる理由は、施設の向かいの会社の自動販売機で、500mlの炭酸飲料を購入し、その後、小用を済ませ、作業開始時に遅れる理由は、タオルで手を拭う行動を繰り返していたからであった

考察

Mに作業室での社会的役割を与え、自分で自分の行動を管理する「自己管理スキル」は、M自身には有効であった。タイマーを補助的に用い、作業開始時間に定刻通りに入室できる回数を増加させ、十分な結果とは言えないが、作業開始時間に遅刻する不安全行動を減少させる事が可能となった。

本研究での結果をえて、自閉症者に対して、同じ仕事を毎日提供できて、安全を確保できる社会資源は中小企業ではないかと考えるのだ。それは自閉症の最も大きな特徴である、限定され、いつも同じような形で繰り返される行動・興味・活動が繰り返されるからである。中小企業は1つの製品に特化して生産を行っている場合が多い。そのような、中小企業であれば、自閉症者も戦力に成り、安全教育を徹底すれば、安定した働きができるであろう。